県章

三重県公報

平成25年9月13日（金）

号　外

目　次

（番号）　（題　名）　（担当）　（頁）

条　例

71　三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例　（県議会）　2

公布された条例のあらまし

◎　三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例（条例第71号）

1　定例会の通年制の導入に伴い、交付決定実績調書に関する規定について整備することとしました。

2　この条例は、公布の日から施行することとしました。

条　例

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年九月十三日

三重県知事　鈴木英敬

三重県条例第七十一号

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三重県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「遅滞なく、その交付の決定の後招集される定例会において」を「おおむね六月に一回、」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により知事が議会に提出しなければならないとされた交付決定実績調書のうち提出されていないもの（次項において「提出されていない交付決定実績調書」という。）については、この条例による改正後の三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第六条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　前項の規定にかかわらず、提出されていない交付決定実績調書のうち、平成二十五年八月三十一日までに行われた補助金等（旧条例第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の決定又は交付の決定の変更に係るものについては、この条例の施行後速やかに議会に提出されるものとする。

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/